

委員会および他部会の状況（中間とりまとめ以降）

1	委員会	・・・	P 1
2	琵琶湖部会	・・・	P 14
3	淀川部会	・・・	P 17

1 委員会

(1) 中間とりまとめ以降の状況

5/10：河川管理者からの質問事項の提出（委員会中間とりまとめ、淀川部会中間とりまとめ）

5/15：第11回委員会 質問内容についての意見交換

5/24,5/29：河川管理者からの質問事項の提出（琵琶湖部会中間とりまとめ、猪名川部会中間とりまとめ）

6/6：第12回委員会 質問内容についての意見交換（第11回に引き続き）

\*6/26：第1回水位管理WG 今後の検討事項について議論

\*7/2：第1回水需要管理WG 寺田委員より利水の考え方の転換ポイントについて説明

\*7/8：第2回水需要管理WG 河川管理者よりフルプランについて説明

（\*は次頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

(2) ワーキンググループの設立

第11回委員会において、主要な論点を深めるため、「水需要管理：水需要管理の具体的検討」「水位管理：環境に配慮した水位管理のあり方」をテーマとした2つのワーキンググループを設立することが決定。検討内容によっては、外部の有識者にも参加頂く。

<委員会ワーキングのメンバー>

水需要管理WG：今本委員（リーダー）、荻野委員、川上委員、寺田委員、寺川委員、小尻氏\*（京都大学防災研究所）

水位管理 WG：榎屋委員（リーダー）、江頭委員、田中(哲)委員、谷田委員、西野委員、村上委員  
（\* = 委員以外のメンバー）

(3) 今後の予定

7/19,23：第2回、3回水位管理WG 第2回WGでは河川管理者より琵琶湖の水位操作のシミュレーション結果の一部について説明

7/30：第13回委員会 河川整備計画の全体像（目次案）が示される予定

# 第1回委員会水位管理WG(2002.6.26開催)結果概要(暫定版)

庶務発信

開催日時：2002年6月26日(水) 15:00~18:00

場 所：三菱総合研究所 関西研究センター 会議室

参加者：委 員：梶屋委員(リーダー)、江頭委員、西野委員

河川管理者：琵琶湖工事事務所(児玉所長、春木水質調査課長)、淀川ダム統合管理事務所(井上計画係長、山岡広域水管理課長)

## 1 検討内容および決定事項

### 当面の検討内容

琵琶湖やダムの水位操作が下流の河川に与える影響(治水面、利水面、環境面)を中心に、操作シミュレーションを実施し、問題点を整理した上で、委員会に提出する。

### フリーディスカッション

西野委員、江頭委員より専門的な立場で琵琶湖の水位操作に関連する諸問題(主に治水面、利水面)について話題の提供が行われ、河川管理者も含めメンバー全員でフリーディスカッションが行われた。

#### <主な話題>

- ・ 自然のままの流況とは何か?
- ・ 現在の水位操作の問題点(湖岸侵食問題、魚の産卵行動とヨシ刈りの影響、土砂の問題、湖岸の細粒化、瀬田川の流下能力の拡大)

### 委員および河川管理者の作業

西野委員：琵琶湖の水位操作が、生態系(魚の産卵行動、湖岸侵食等)に与える影響等の諸問題をまとめる。

河川管理者：1964年の日雨量に関するデータを西野委員に提出する。

江頭委員：ダムによる流況調整が下流の河川に与える一般的な影響(流砂の問題等)をまとめる。

河川管理者：以下の3つの前提のもと、琵琶湖の水位調節を行わず自然のままに水を放流した場合のシミュレーションデータ(治水、利水等に与える影響)を提出する。

1. 洗堰がない時代の瀬田川
2. 琵琶湖総合開発以前の瀬田川
3. 現在の瀬田川

### 次回以降のスケジュール

7/12(金)16:00~で調整する。場所は、京都または大津周辺で行う(非公開)。後日メンバーの都合により日程は再調整する事となった。

#### <予定している内容>

- ・ 各委員、河川管理者が持ち寄ったデータを元に、影響や問題点を整理。また、生態系に配慮した水位操作の在り方について考える。

なお、本日欠席したメンバー(委員)には庶務より連絡を行い、出欠の是非を伺う。

## 2 主な意見

### <ワーキンググループの目的について>

- ・このワーキンググループでは、琵琶湖の水位操作に関するデータやシミュレーション結果の検討が求められていると思うが、それを一つ一つ実行し、きちんと検証結果を出すには1年くらいはかかると思われる。
- ・ゲートをフルオープンにした場合、半分を放流した場合などある程度のパターンを決め、そのとき下流域で物理的にどんなことが起こるのかを過去のデータをもとに検証していけばよいのではないか。
- ・今の水位操作は、利水面、治水面では一応の成果を出しているが、環境への配慮が足りない。そのため、最終的には生態系にとって好ましい水位操作のあり方を考え、その上で生ずる問題点を整理してみればよいと思われる。
- ・このワーキンググループは琵琶湖の水位操作だけではなく、一般的なダム水位操作による流況調整が下流の生態系等に与えるの影響についても検討に加えるが、まずは、琵琶湖の水位操作について検討を進めたい。
- ・このワーキングの当面のアウトプットは、1)人為的な操作を行わない場合のシミュレーション結果数パターンを出し、問題点を抽出することと、2)生態系にとって好ましい水位操作のあり方について考えることの2つである。シミュレーションに関しては、洗堰がない場合の瀬田川、琵琶湖総合開発以前の瀬田川、現状の瀬田川で洗堰を全開にした場合の3種類のデータを示す。その上で、現状をベースに自然環境(生態系)を考慮した水位操作を前提とした場合にどういう問題が起こるのかを整理し、代替案を検討したい。

### <現在の瀬田川洗堰の水位操作について>

- ・現状の洗堰の水位操作は以下のとおり。

6月15日	+30cm	-20cm	水位を下げる。
8月31日	-20cm	-30cm	水位を下げる。
10月15日	-30cm	+30cm	水位を上げる。
- ・過去のデータを基に、雨が降りそうな時期と水需要とのバランスを考えて、平成4年に定められた規則である。
- ・毎年梅雨入りに併せるなど柔軟性のある対応はしていないのか。
- ・河川管理者としては、水位操作の管理システムに組み込むほど長期予報の信頼性が高くないと考えているので、毎年規則どおり忠実な操作管理がなされている。
- ・今の水位操作は、琵琶湖総合開発によって法的に定められたものであるため、大幅に内容を変更することは難しいのではないか。

### <洗堰の水位操作が下流の環境や生態系等に与える影響について>

#### ゲートをオープンして放流量を増やした場合に下流で生じる問題

- ・放流のため、天ヶ瀬ダムを24時間体制で管理する必要が出てくる。
- ・宇治川の観光船の営業ができない。塔の島が閉鎖される。
- ・6月初旬の鵜飼いができなくなる。
- ・冬場に行っている護岸工事に支障が出る。

#### 湖岸侵食の問題

- ・ 冬に水位が +30cm に上げられ、そこへ北西からの季節風が水面をたたきつけることで、湖の東側の湖岸が侵食される（浜欠け）。

#### ヨシの問題

- ・ 冬場に水位が上がると、冬にヨシ刈りができずヨシが育たない。

#### 魚類の産卵行動に関する問題

- ・ コイ科魚類など温水性の魚は、稚魚期を水深 50 センチ以下のヨシ帯で過ごす。4 月から 8 月ごろにかけて、琵琶湖の水位が 50 センチ下げられると、ヨシ帯が減少するうえ、産卵面積が減少する。。
- ・ コイ科魚類の産卵期（4 月～5 月にシフトしている）にヨシの生育が間に合わなくなる。
- ・ 以上のような理由が重なり、琵琶湖総合開発の運用を開始した平成 4 年以降は漁獲高が激減している。

#### 水位操作によるプラス面

- ・ 南湖では、夏に水位を下げることによって太陽光線が水中に届くため、湖底の水草が増え、一部水質が良くなった部分もある。

#### < 自然環境(生態系)に好ましい水位操作のあり方の検討 >

- ・ 自然環境（生態系）にとって好ましい水位操作のあり方を検討するには、漁獲量のデータを持っている 1964 年で検討したい。魚類の産卵行動と水位変動の様々な因果関係（産卵行動のトリガーとして、濁度の増加等他の要因も考えられる）を考慮したいため、1964 年の日雨量に関するデータがほしい。

#### < その他の問題 >

- ・ 琵琶湖の水位操作とは別の問題として、土砂供給の減少の問題がある。開発のため河川の砂利を採掘することで河床が下がり、土砂の移動が少なくなった。細かい砂だけが下流に流れ、粗粒化する。すると中洲に植生が生え、そこに土砂が溜まることで、砂洲と水の高さに差がつく。すると水路が固定化し河道変動が少なくなる。また、土砂の移動が少なくなると河床のバリエーションがなくなる。

この問題を解決するには、ダムにおいて土砂のバイパスを作る必要があるが、それを行うには治水上の安全対策が必要である。

説明および発言内容については、随時変更する可能性があります。

# 第1回委員会水需要管理WG(2002.7.2開催)結果概要(暫定版)

庶務発信

開催日時：2002年7月2日(火) 15:00~17:00

場 所：新・都ホテル 桂の間

参加者：

委 員：今本委員(リーダー)、荻野委員、寺川委員、寺田委員、小尻教授\*

\*リーダーの要請により参加されている専門家

河川管理者：近畿地方整備局河川部河川計画課(佐中課長補佐)、淀川ダム統合管理事務所(榎村所長、山岡課長、井上係長)

傍聴委員：倉田委員、山本委員、渡辺委員

## 1 検討内容および決定事項

今後の検討方向について

WGリーダーの今本委員より、「従来の需要者からの要求に応じて水資源開発をするやり方は限界をむかえている。今後の河川行政を進める上で流域委員会の水需要管理に関するコンセンサスを得られるよう検討を行っていきたい」との発言があった。

「水需要管理」の考え方について

寺田委員より「水需要管理」についての基本的な考え方が説明され、これまでの利水の考え方からの大きな変革のポイントとして

- a. 水需要予測の考え方や予測方法の見直し、実態の把握
- b. 環境的要素に配慮して水需要を抑制する(環境維持用水の確保、渇水時だけでなく平常時の節水)

が提起された。

フリーディスカッション

荻野委員より専門的な立場から水利権の歴史と現状についての情報提供が行われ、参加者全員で意見交換が行われた。次回以降、現状の利水面でどのような問題点があるのか検討するとともに、実態把握を行っていくことが確認された。

<主な話題>

- ・ 農業用水について(取水実態の把握の現状、水利権転用の可能性、渇水時の一時転用としての役割など)
- ・ 水需要の抑制について(将来の不確定要素を含めた予測、日常における節水、渇水時の対応など)
- ・ 淀川の流況について(中小洪水時のダム操作など)

## 2 次回以降のスケジュール

7/8(月)10:00~12:00開催、場所「ぱ・る・るプラザ京都」

- ・ 河川管理者よりフルプラン(水資源開発基本計画)についてその背景や仕組みについて情報提供頂き、意見交換を行う。

第3回のWGの日程は次回WGにて調整する。

### 3 主な意見

#### <水需要管理の考え方の方向>

- ・ 現状への問題提起として「水需要管理」という考え方を捉えてもらいたい。大きな変革のポイントとして、従来の水需要予測の考え方や予測方法の見直し、実態を把握すること、さらには、生態系保全のための環境用水を先ず確保し、その上で利水限界を設定し、水需要を抑制する「水需要管理」へと考え方を根本的に転換すべきである。
- ・ 農業用水の2/3を占める慣行水利権(明治29年以前の農水)の見直しは法的にも難しい問題であるが、そのための手法や道筋を流域委員会として示すべきである。
- ・ 水の需要抑制の柱として平常時の節水を位置付けたい。節水=不便、ではなく、日常生活における工夫など、小さな積み重ねが実現のための有効な手段となる。具体的な施策を示していきたい。
- ・ 具体的な考え方をもって、適正な環境維持流量を河川ごとに示していく必要がある。
- ・ 環境ホルモン、人口の増減、水質など予測しなかった要因によって、流域の水をとりまく状況は近年変化してきている。時間の経過によって河川を評価する基準は変化し、一方で新しい要素も加わってくる、このため農業用水も含めた流域の実態を細かく把握し、流域全体で評価できるような対策が必要である。

#### <慣行水利権の実態とその影響について>

- ・ 河川管理者は取水量を全て把握しているのか。  
取水量は把握しているが、取水者の報告による。また、農業用水については実態を把握していない。(河川管理者)
- ・ 慣行水利権による取水量は、古い施設の取水堰では水利権者の届け出によっており、ほとんど実態は把握できていない。田圃がなくなってしまった後も水利権を主張する団体も存在し、数量だけが残っている例も少なくない。
- ・ 慣行水利権者も国民の1人である。環境という面からは同じ立場であるはず。適正な量はとり、不要な部分は返すことはあり得るのではないか。
- ・ あり得るが、淀川では転用の例はまだない。なぜならば、淀川は渇水流量が豊富であること、ダム建設が可能であったこと、琵琶湖総合開発による水資源開発等の背景があり、時間のかかる水利調整は大きなウェイトを占めなかった。しかし、今後は環境にも配慮する観点から水利権の見直しは必要と考える。
- ・ 田圃の減少などにより、水利権よりも実際の取水量が下回っている場合、ダム操作での水量調節はどのように行われているのか。  
慣行水利権から許可水利権(明治29年以降の農水・工水・上水)への転換の交渉は、取水施設の改築、あるいは上流にダムが建設された場合に行うが、転換に応じない慣行水利権者もある。  
ダム操作においては、取水の実態を考慮した水量調整を目指しており、影響がない範囲で計画時点よりも抑えた量で運用しているところもある。(河川管理者)
- ・ 農業用水は実際には水利権量よりも少ない取水量であり、ダムでの操作管理によって実態に則しつつある。また、田圃はなくなっていても、生態系のための環境維持用水として取水している場合もあり、実質的には農業用水の転用は進んでいるといえる。しかし、実態以上に放流することで、ダムの貯水量が減少することを考えると、農水の取水実態を正確に把握し、ダムの操作管理の見直しをすべきである。

- ・ 農業用水については、環境維持用水としての効用もあり、取水した水が川に戻ることから全面的に否定するものではないが、取水実態を把握することは必要である。
- ・ 農業用水の取水量は農政局も慣行水利権の数値でしか把握していない、慣行水利権を単純に足し算すると、常に渴水という結果になる。琵琶湖の水収支を出すにあたって、現在は合計に0.7を掛けて算出しているが、農業用水は水利用のパターンが決まっており、パターンを反映させた計算方法ができるのではないかと考えている。
- ・ 農業用水は異常渴水などの緊急時には、都市用水へ一時転用され役だったこともある。リスクマネジメントの面から、平常時の節水とともに、緊急時のために余裕も持たせておくことが必要ではないか。
- ・ 慣行水利権を放置すれば、数字上、水の余剰がないことになり、これまでは新たな水需要に対応するための水資源開発へとつながってきた。渴水時における効用もあるが、農業用水の本来必要な量を正確に把握することは、水需要管理の観点から基本的なやらなくてはならない問題である。そのためには、きめ細かく取水実態を把握できるシステムの構築が必要である。
- ・ 中間とりまとめへの河川管理者から「現在の淀川水系の取水量は限界か」との問いがあったが、新たな需要があればダム等の施設が必要となる。しかし、ダムの適地はほとんど残っておらず。環境の面からも一層むずかしい情勢である。
- ・ 丹生ダム建設では、大阪府営水道の水需要予測などダムの利水水量が大きな問題となっているが、実際には使われていない農業用水がどれくらいの量になるのか現在調査中である。単純に推算すると丹生ダムの利水水量をも上回る量にもなることから詳細な調査の必要を感じている。
- ・ 現在使われている量のみでなく、将来どうなるかということで「予測」が問題になっている。需要増となった場合の方策も示さなければ委員会の提言が言いっぱなしで終わってしまうことになる。
- ・ 慣行水利権は水利権者には物権、河川管理者には債権との認識の違いが存在する。また、農業用水の維持管理費用は水利権者が負担し自主管理しており、他の利水とは性格が異なる、国が水利権を買い取る場合の補償問題や、農水の維持管理費を税金で賄う場合の国民的合意の必要など、解決していかなばならない問題は多い。

#### <水の需要抑制について>

- ・ 節水トイレの普及については、節水型のトイレの水量が環境庁が推薦している衛生的に排泄物が流れる量より、少し下回っており、衛生的な面と節水とが競合する部分も存在する。節水が及ぼす影響についても充分検証した上で論じなければならないのではないかと。
- ・ 節水型トイレも下水の処理施設も技術革新が行われており、行政の基準が現状に追いついていない部分がある、随時更新してことが大切である。
- ・ 住民レベルでの節水には限界がある。下水道に井戸水等の水道水以外の利用も出来るようにするなどの社会システムも柔軟に対応できるようにすることが必要である。
- ・ 節水には賛成だが、節水によって流量がどうなるのか等、その及ぼす影響があるかを十分検証した上でなければ、提言できない。
- ・ 渴水と節水は利用できる水量の点でオーバーラップする部分がある。平常時においても渴水時に発生する問題を念頭においた対応が必要である。渴水になれば河川維持用水が

都市用水に一時転用され、そのことによる流量の減少が環境に影響を与える可能性も考えられる。そのような場合の影響もきちんと把握したうえで操作管理を行わなければ需要抑制は難しい。

< 環境のための流量について >

- ・ 生態系の保全には高水敷へ中小洪水をあげ、攪乱をおこすことが必要との意見があるが、ダム の 操 作 規 定 上、 可 能 な の か。

操作規定を関係省等と協議の上、変更する必要があるが、試験運用という形であれば、明文化の必要はない。(河川管理者)

- ・ ダム の 利 水 容 量 を 確 保 し た 上 で、 中 小 洪 水 を 起 こ せ る よ う な ダ ム 操 作 は 可 能 な の か、 いた ず ら に 可 能 だ と の 幻 想 を 抱 か せ る こ と を 危 惧 し て い る。

中小洪水を水量調節せずに全て流せば、必ず濁水となる。中小洪水の 1/2、1/4、4/3 というように利水の安定性に対するデメリットと環境面のメリットを勘案して判断することになるのではないか。この場合、節水などの別の方法とセットでの実施が考えられる。個人的には、環境のために必要な適正水量は試験的に、ある期間実際に流してみなければわからないのではないかと考えている。水量調節には利水の安定性が下がることを前提として考えておく必要がある。

説明および発言内容については、随時変更する可能性があります。



## 第2回委員会水需要管理WG(2002.7.8開催)結果概要(暫定版)

庶務発信

開催日時：2002年7月8日(月) 10:10~12:40

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 5階会議室2

参加者数：

委 員：今本委員(リーダー)、荻野委員、寺川委員、小尻教授\*

\*リーダーの要請により参加されている専門家

河川管理者：近畿地方整備局河川部(村井河川調査官、佐中課長補佐、北野建設専門官)  
淀川ダム統合管理事務所(榎村所長、山岡課長、井上係長)

傍聴委員：有馬委員、倉田委員、畚野委員、山本委員、渡辺委員

### 1 検討内容および決定事項

#### 論点について

前回のWG(7/2)での説明、議論をもとに論点の整理が行われ、引き続き議論が行われた。

また、WGの目標として、水需要管理のあるべき方向性を示すとともにどこまで具体的な内容についても言及できるかについて意見交換された。

#### <主な意見、論点>

- ・淀川水系の水量について、環境を考えた場合に淀川が供給できる量がすでに限界に達しているとの認識が前提。これをどこまで定量的に示すことができるか。
- ・水需要管理の柱として、渇水時の節水とは異なる日常における「節水」の捉え方。
- ・河川管理者の範疇外である農業用水や慣行水利権等についての知識を深める必要がある。
- ・現在の水需要予測の問題点と整理すべき今後の課題。

#### 河川管理者からの説明

河川管理者よりフルプラン(水資源開発基本計画)について、計画見直しの状況や河川整備計画との関係について説明が行われ、その後、意見交換がおこなわれた。

#### <主な説明内容>

- ・フルプラン(水資源開発基本計画)の内容
- ・河川整備計画とフルプランとの関係(水需要予測に対する河川管理者の関わり等)
- ・河川管理と農業用水の関係・渇水調整等について

#### <主な意見、論点>

- ・水の利用に関する河川管理者の権限の範囲
- ・農業用水も含めた河川水の利用実態の把握状況

### 2 次回以降のスケジュール

次回WGでは自治体の農政のご担当者をお招きし、農業用水に関する実態をお教え頂く。また、寺川委員から情報提供(農業用水に関して)も行われる予定。

開催日は8/5(月)15:00~を第一候補として、関係者の都合をお伺いした上で確定す

る。

荻野委員より河川管理者に対して、同一日時における淀川水系の全ダムの放流量、瀬田の洗堰の流量、各基準点の水位が分かる資料の提供が求められ、次回以降に提出されることとなった。

今本リーダーより、WGは全て委員傍聴可とするので、委員には積極的に傍聴していただきたい旨の発言があった。

### 3 主な意見

#### <水需要の考え方>

- ・無駄をなくす、必要な水を効率的に使う。リスクに対する余裕量を確保するの3つの考え方を明確に分けて議論する必要がある。無駄、必要量、余裕がどれくらいかは人によって異なる。
- ・必要量を効率的に使うには、使用量の抑制（水洗トイレからオガクズのトイレへの移行など）、ソフト対応（節水意識の醸成）、社会全体の抑制（人口抑制など）の3つが大きくは考えられる。
- ・節水の手段として、水道料金の値上げが言われるが、まず、節水によって何を指すのかを示すことが必要ではないか。河川の環境がここまで良くなるから水需要をここまで抑えるといったように、何がどうかわるのか目標を明確に示し、国民的合意が得られれば新しい節水型社会の実現は可能である。でなければ水需要管理の形に結びついていかない。
- ・水需要管理でいう節水とは、河川からの取水量が限界であり、新たな水資源開発も期待できないとの認識を元に、限られた水量を環境に配慮した上でいかに配分するかということである。従来の渇水時の危機管理としての節水とは根本的に考え方が異なる。  
法的には河川管理者には需要調整の権限はない。
- ・個人的には、丹生ダム建設の根拠となっている水需要予測を調査する中で、水需要の考え方を変えるべきではないかとの思いが出てきた。
- ・それは従来の供給管理からの発想である。この流域委員会が目指すものは現在の水量を限界とし、その中で配分するとの考え方である。
- ・従来の水需要の積み上げと水の使い方を変えるということは、現在の無駄を見直すということで、丹生ダムの話にもつながる部分があるのではないか。従来の集約的な積みあげ型の需要予測から全体的な目的を設定していくということである。システムをいつ見直すかと需要の積み重ねをどう見るかをからめて考えていく必要がある。
- ・農水は周辺環境への効用もあり、田圃が減少したから即不要であるという議論にはならない。実態の把握を問題として取り上げていることを強調しておきたい。
- ・各河川の利水は限界をむかえている、今後は開発を抑制し、水需要構造を総点検し、水資源供給施設の効率的な操作管理を総点検するとともに、河川事業に住民の声が反映される仕組みづくりが必要である。
- ・欧米では早くから環境をパラメーターにした水需要管理が行われてきているが、水源から遠い地域に居住する欧米と異なり、日本では氾濫源のなかに人が居住している。氾濫した水が到達するのに、日本で氾濫時に出水後仮に4、5時間で居住地に水が達するとすれば、欧米では4、5日もかかる。水文化の違いを正確に認識し、日本独自の治水、利水、環境を考えて行くことが重要である。

- ・最初から「ダムありき」、あるいは「ダムなし」といった考え方はすべきではない。今後は環境面への配慮が不可欠であるが、客観的な事実に基づいた議論が行われなければならない。

#### < 水の需給予測について >

- ・これまでの水需要の予測理論を過去のデータで計算し、検証する作業が必要ではないか。これまでの予測は結果としてすべて過大評価であり、それが住民の予測に対する不信感を生んだことは事実である。正確な予測をすることがまず必要である。
- ・水需要予測は人口、産業動態を元に市町村が予測し、府県がとりまとめる積みあげ型の供給管理であった。各市町村の人口増や産業誘致の政策的意向が入り、全体として過大な予測になる背景があった。旧建設省も指導をせず、放置したという側面もある。
- ・水需要予測は経済成長の予測とからむ。従来の水やエネルギー開発に変わって新しいパラダイムである環境やゆとりなど、30年前との違いをどのように評価するかが問題である。
- ・システムダイナミクスは現在にも通用する予測理論である。方法論を変えることで、環境など、今ある全ての要素を入れることは可能である。
- ・予測の考え方までは委員会で出すことは必要であるが、実現のための具体的な手法の開発などの作業は委員会では無理がある。河川管理者にまかせざるを得ない。
- ・水需要予測に関して、また、海外のダム廃止などの情報も誤って伝えられているので注意して欲しい。これまでのやり方を全て否定することは弊害を伴う。必要なものと見直すべきものの整理をおこなうことが重要である。

#### < 水のリサイクル、節水等について >

- ・水供給が限界とすれば、新規の水開発として水のリサイクルを考えてほしい。新しい水を供給するという水資源開発の概念を見直すべきである。また、水の種類によって料金を変えるなど、水に対するコスト意識をもたせることも必要ではないか。
- ・水のリサイクルのためには、そのためのインフラ整備への投資を国民がどこまで受け入れられるかという経済的な問題と、化学物質の含有など水質に対する感覚的な問題の両方が関わってくる。
- ・これまで行政は大規模な事業には熱心で、個人住宅での雨水の再利用などの中水道の利用には不熱心との印象がある。流域委員会のこれらの提案の実現の可能性があるのか心配である。
- ・法的に整備されていないことに対しては是非、河川管理者に変わって、流域委員会で取り上げなければならない。すぐに実現できなくとも志は高くかけることが大切である。
- ・ニュータウンなどで町全体を透水性にし、地下水の涵養を行ったり、各戸に雨水利用の補助をするなどリサイクルへの試験的などりくみを実施し、1つのモデルケース成功例ができれば効果が期待できる。

#### < 河川管理者からの主な説明内容 >

河川管理者よりフルプランの概要と河川整備計画との関連について説明が行われた。

- ・フルプランとは  
水資源開発促進法により、フルプラン（水資源開発基本計画）の決定が行われる。原案

作成（国土交通省土地・水資源局水資源部）の後、関係行政機関の長との協議、国土審議会水資源開発分科会（淀川部会）、関係都道府県知事への意見照会を経て閣議決定し、国土交通大臣が決定する。

・フルプラン（水資源開発基本計画）の内容

1）水の用途別（水道水、工業用水、農業）の需要見通し及び供給の目標

事業者と関係法令

市町村：水道法（主務大臣 厚生労働大臣）、地方公共団体等：工業用水道事業法（主務大臣 経済産業大臣）、土地改良法：農業用水（主務大臣 農林水産大臣）

2）供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

3）その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

需給：新たな水需要の充足、河川からの不安定な取水の安定化等

水利用の合理化：漏水の防止、回収率の向上等の促進、浪費的な使用の抑制による節水。経済、産業構造の変化に対応した既存水利の有効適切な利用（農業用水合理事業等）

渇水対策の必要性：異常渇水対策の確立等

・河川法との関連

河川法では取水の許可（水利用の実効性、水源の有無、許可の期間・内容）を行う。

河川を通しての取水については河川法と関連が出てくる。また、渇水時には関係利水者などと渇水調整会議を開催し、調整のための情報提供などを行う。

<河川管理者との意見交換>（：河川管理者）

- ・流域委員会が水需要管理を提言しても何もできないということか。

河川管理者には水需要そのものに対しては権限がない。ただ、事業主体に対しての一種の啓発とはなる。事業者に対して説得力をもつ根拠が必要である。

- ・慣行水利権の実態は把握しているのか。

許可水利権については土地改良区からの報告による。慣行水利権については全く把握していない。

- ・河川管理者の直轄管理区間から取水されるのであれば、取水量を把握すべきではないのか。また、慣行水利権者にも報告の義務があると思う。

慣行水利権は河川法制定以前から存在しており、既得権の侵害との抵抗が強いことから取水量の変更の申し出がない限りは河川管理者から取水量を聞くことはない。技術的には、取水量を測定するのに各水路に測定器の設置が必要であり、実現可能性の問題かと思う。また、その水路がどこの管轄であるかという問題もある。

- ・慣行水利権よりも実際の取水が少ない場合、余分の水をダムから放流することになり、海に流れてしまうことは無駄ではないか。

利水基準点を目指して放流しており、無駄に海に流れることはない。農水は結果的には河川に戻ってくるため、河川流量に影響を与えていない。水需要予測についても現況からの変化（差分）で行っており、許可水利権と実態との乖離があったとしてもその割合が変わらない限り、将来の河川施設整備の結果は変わらない。

- ・河川の水の最大取水者は農業である。渇水流量を管理する上でその部分を把握しなければ何も言えない。慣行水利権の見直しを目的とするものではなく、実態を把握すること

が目的である。

- ・流域委員会の答申はフルプランにどう関連することになるのか。  
河川管理者は需給計画には関係ないが、利水者である事業主体の需要予測に明らかな問題があれば、多目的ダムの整備主体として、疑義を唱えることはできる。河川管理者と事業者が価値観を共有できていれば問題ないが、大きく背反した場合に、河川管理者側が出来ることは、「淀川からの取水の上限はこれだけです」という供給制限である。淀川の水は限界であるとの根拠を価値観に関係なく、テクニカルに出せれば議論できるのではないか。
- ・これまでの治水、利水に環境が加わることで、環境のための新たな水が必要となった。新規の水資源開発が難しいことから、現在の需要の洗い直しが必要である。環境のための水量がどれくらいか環境の専門家は他の人間を納得させるようなものを出してもらいたい。流域委員会としては方向性を示し、実現の方法は河川管理者が努力するということではないか。
- ・テクニカルには、マネジメントと学問的なものがある、学問的に最新技術などのアドバイスを行っていくことは流域委員会でやっていくべきではないか。
- ・示された方法について、チェックするのが流域委員会の努めである。そのために学識経験者がメンバーに入っている。学識経験者は通訳であるとともに、提案者でもなければならぬ。
- ・慣行水利権者には、話し合いの土俵に上がってもらうだけでも意義がある。
- ・流域委員会の答申で劇的な変化が起こるわけでないが、河川管理者に権限がなかったことに対しても、今後責任をもって関わっていくべきとの立場から、慣行水利権の実態把握など風穴をあけていきたい。住民の支持を得られるようなものでないといけない。

説明および発言内容については、随時変更する可能性があります。

## 2 琵琶湖部会

### (1) 中間とりまとめ以降の状況

5/28～：河川管理者からの質問に関する委員の回答案を募集

6/4：第14回琵琶湖部会

現地視察（高時川上流部（丹生ダムサイトから源流部にかけて））

一般意見の聴取の試行（高時川流域の住民との意見聴取）

河川管理者からの質問事項への対応検討

\*6/17：第15回琵琶湖部会

河川管理者からの質問事項への回答・対応方向の検討

～6/28：委員から回答案を提出（欠席予定者については、必ず回答案を作成）

ワーキングの作成の是非、今後の活動内容等についても意見を募集

各委員からの回答を踏まえ、河川管理者が質問を選定し再度提出

\*7/4：第16回琵琶湖部会で委員と河川管理者との意見交換

（\*は次頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

### (2) 論点別ワーキンググループの設立

7/4：第16回部会にて一般意見聴取ワーキングを設置することが決定。

### (3) 今後の予定

8/8：第17回部会

開催日時：2002年6月17日（月） 13：30～17：00

場 所：大津プリンスホテル コンベンションホール淡海6

## 1 決定事項

今後の部会の進め方について

- ・ 各委員は、河川管理者からの質問に対する回答案への追加があれば、6月24日（月）までに庶務に提出する（意見交換が行われた質問番号は、下記2- 参照）。
- ・ 河川管理者は、委員からの追加の回答案を踏まえ、6月28日（金）までに追加質問を庶務に提出する。
- ・ 部会のとりまとめについて、河川管理者の質問以外にも委員による議論が必要と考える事項がある場合には、6月28日（金）までに庶務に提出する。

意見聴取の方法、ワーキンググループ(WG)について

- ・ 各委員は、6月28日（金）までに、住民意見聴取の試みに関するアイデア、および琵琶湖部会のWG設置の是非やWGのテーマ案などを庶務に提出する。

## 2 審議の概要

第12回委員会（2002.6.6開催）の報告

資料1-1「第12回委員会結果報告」を用いて、委員会で行われた河川管理者との意見交換の概略、ワーキンググループの設立状況等について報告が行われた。

琵琶湖部会中間とりまとめ(020514)に関する意見交換

資料2-1「琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問（020524）」をもとに、前提に関するもの等論点別に意見交換が行われた。

<意見交換が行われた質問の番号>

1、2、3、4、5、7、8、9、10、11、14、(26)、27、29、33、35、36、38、39、50、71  
 ( )は、意見交換継続中

傍聴者からの意見

一般傍聴者1名より、「現地視察においても、もっと一般の人が参加しやすいような仕組みを作ってほしい」旨の発言があった。

今後の活動内容について

意見聴取の取り組み、WG設立等に関して上記「1.決定事項」のとおり決定された。

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を、発言の詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2002年7月4日（木） 13：30～17：00

場 所：ピアザ淡海 3F 大会議室

参加者数：委員 10 名、河川管理者 13 名、一般傍聴者 93 名

## 1 決定事項

### <ワーキンググループ(WG)の設立について>

- ・ 琵琶湖部会では、住民意見の反映方法について考えるWGを設立する。メンバー構成については、希望者を募った上で、部会長が原案をつくり、各委員に照会する。
- ・ 重要課題といえるダム問題に関するWGについては、治水等の専門家の数が十分でないことから、本委員会の方に設立を提案する。
- ・ 委員から設立すべきとの意見が出ていた「沿岸整備のあり方」、「水質」に関するWGの設立については、今回欠席した委員の意見も聞いたうえで、後日検討することとする。

## 2 審議の概要

琵琶湖部会中間とりまとめ(020514)に関する河川管理者との意見交換

資料 1-1「琵琶湖部会中間とりまとめに対する再質問事項 020628」、資料 1-2「河川管理者からの質問に対する各委員からの回答案」を用いて、論点別に前回審議できなかった部分について意見交換が行われた。また、水資源開発公団丹生ダム建設所より、資料 1-1 補足 2「琵琶湖の水質に対するダムの影響について」説明が行われた。

傍聴者からの意見

一般傍聴者 3 名より、「湖岸道路が人を遠ざけているとの記述は納得できない」、「琵琶湖の水質が環境基準を達成するのは不可能ではないか」、「丹生ダム建設の是非をいまさら議論するのは筋違いであり、委員の方は、発言に責任を取れるのか」等といった発言があった。

部会より「この流域委員会は、河川法で定められたものであり、河川整備計画の掲載の有無について意見を述べるのが河川管理者より要請されている」などの意見が出された。

今後の活動内容について

WG 設立等に関して、上記「1. 決定事項」のとおり決定された。

その他

滋賀県より、琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案に対する意見・情報募集についてのお知らせが行われ、寺川委員より、その要綱案に対して滋賀県内の NPO より意見書を提出している旨の発言があった。

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を、発言の詳細については「議事録」を参照下さい。



### 3 淀川部会

#### (1) 中間とりまとめ以降の状況

～5/17：各委員より河川管理者の質問事項への回答案を募集

5/18：午前 論点別WG 午後 部会検討会

河川管理者からの質問事項への対応等を検討

5/27：第15回淀川部会 河川管理者との意見交換

\*6/16：論点別WG、部会検討会

\*6/24：第16回淀川部会 河川管理者との意見交換

7/2：作業部会にて河川管理者への回答、中間とりまとめの修正等を検討

( \*は次頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい )

#### (2) 論点別ワーキンググループの設立

5/11：第2回部会検討会にて、部会委員で論点別WGを作り、以下の主要な論点を検討することを決定。

- a．水需要管理・水利権
- b．高水敷の利用問題（本来の川らしさ）
- c．洪水防御、防災（ダム問題含む）
- d．環境、水質（ダム問題含む）

論点別WG 部会検討会（非公開、同日に開催）

部会（公開）

のパターンで数回開催し、議論を深める

論点別WGのグループリーダーが各WGの内容をまとめて、部会で発表

#### (3) 今後の予定

7/15：作業部会 7/2 に引き続き検討（河川管理者への回答案、とりまとめ修正案）

7/31：第17回部会

第4回淀川部会検討会（2002.6.16開催）結果報告	2002.6.19 庶務発信
<p>開催日時：2002年6月16日（日） 14：00～16：00 論点別ワーキンググループ 16：10～18：30 部会検討会</p> <p>場 所：池坊短期大学 洗心館・美心館</p> <p>出席委員数：17名</p>	
<p>&lt; 論点別ワーキンググループ &gt;</p> <p>下記の4つのグループに分かれ、今後部会にて議論が必要となる論点を検討した（カッコ内は出席された委員名。下線はリーダー）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水需要管理、水利権（<u>荻野委員</u>、寺田部会長、原田委員、楨村委員、渡辺委員）</li> <li>・高水敷利用（<u>紀平委員</u>、有馬委員、塚本委員）</li> <li>・洪水防御、防災（<u>榎屋代理</u>、今本委員、大手委員、小竹委員、山本委員）</li> <li>・環境、水質（<u>川上委員</u>、倉田委員、谷田委員、和田委員）</li> </ul> <p>&lt; 部会検討会 &gt;</p> <p>1 検討内容および決定事項</p> <p>論点別ワーキンググループ（以下、WG）の結果報告および意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各リーダーより論点別WGの議論の内容が報告され、それにもとづいて議論が行われた。WGの結果については、参考資料1 - 3に記述。</li> </ul> <p>今後の活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・淀川部会の一般からの意見聴取の試行である、現地対話集会のテーマや実施方法などについて、意見交換を行った。</li> <li>・本日の議論をふまえた実施案をもとに、次回第16回淀川部会（6/24）において、改めて淀川部会の現地対話集会のテーマ及び、現地対話の実施場所について決定する。</li> </ul>	

このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

第 16 回淀川部会（2002.6.24 開催）結果報告	2002.6.26 庶務発信
<p>開催日時：2002年6月24日（月） 13：30～16：30  場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階会議室C</p>	
<p>1 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回第 17 回淀川部会は、7 月 31 日（水）13：30～16：30 に開催する。河川管理者から提出される河川整備計画原案（の一部）についての意見交換、中間とりまとめに対する一般からの意見について議論する予定。</li> <li>・「水需要管理」「洪水防御・防災」「高水敷利用、水質・環境」のテーマにもとづいて、現地対話集会を 8 月中に 2 回、9 月中に 1 回、計 3 回実施する。開催日は日程調整を行ったうえで決定する。</li> </ul> <p>2 審議の概要</p> <p>第 12 回委員会（2002.6.6 開催）の報告</p> <p>資料 1-1「第 12 回委員会結果報告」を用いて、委員会の中間とりまとめに関する意見交換の概略等について報告が行われた。</p> <p>淀川部会中間とりまとめに関する河川管理者との意見交換</p> <p>資料 2-2「淀川部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問 020515」を用いて意見交換が行われた。環境と利用の主要な論点（高水敷利用、外来種問題、環境用水等）に関する質問を中心に意見交換が行われた。</p> <p>今後の活動について</p> <p>次回部会、および現地対話集会について意見交換が行われ、上記「1．決定事項」のとおり決定された。</p> <p>一般からの意見聴取</p> <p>一般傍聴者 1 名から、未処理の下水が河川に流入している問題について発言があった。</p>	

このお知らせは委員の皆様には主な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を、発言の詳細については「議事録」を参照下さい。